

## 那覇地方裁判所委員会（第29回）議事概要

### 1 開催日時

平成29年11月22日（水）午後2時から午後4時まで

### 2 場所

那覇地方裁判所大会議室

### 3 出席者（委員は五十音順，敬称略）

（委員）伊良皆進功，小那覇安剛，金城忠雄，剣持淳子，柴田寿宏，白井智之，西里幸二，前田貴子，矢尾渉（委員長），与那原良彦

（説明者）那覇地方裁判所刑事部長 柴田寿宏，那覇地方裁判所刑事部裁判官 中田萌々

（参列者）事務局次長，事務局次長，民事首席書記官，刑事首席書記官，刑事次席書記官

（庶務）総務課長，総務課課長補佐，広報係

### 4 議事

#### (1) 委員の紹介

#### (2) 意見交換（テーマ：裁判員裁判の実際～評議を中心に～）

意見交換に先立ち，裁判員裁判制度及び量刑評議について那覇地方裁判所刑事部長及び那覇地方裁判所刑事部裁判官から制度説明を行い，引き続き，204号法廷及び第一評議室の見学を行った。

**【意見交換】**（●委員長，○学識経験者委員，◎法曹委員，◆裁判所）

- 先ほど，裁判員裁判の概要について柴田委員から説明し，刑事部の中田裁判官から裁判員に対して量刑に関する説明をどのように行っているか実演をしていただきました。また，委員の皆様にも実際の裁判員裁判法廷や評議室を見学していただきました。ここからは，これらを踏まえて意見交換を行いたいと思います。柴田委員からの説明にもありましたとおり，「見て聞いて分かる」，「自由に自分の意見を発言できる」というのがこの制度ですので，「分かりやすさの点からこのような工夫が考えられるのではないか」，と

か、「本日の裁判員に対する量刑の説明の実演は分かりやすいと思ったか」など、どのような御意見でも結構ですので、お願いします。

○ 裁判員名簿に登載される対象年齢についてですが、「成人」という言葉が使われていましたが、これは18歳ですか。20歳ですか。

◆ 20歳です。公職選挙の選挙権は18歳に引き下げられましたが、裁判員候補者名簿登載の年齢は、当面は20歳以上です。

○ 最高裁の判決では反対意見などが発表されますが、裁判員裁判の判決では、少数意見が明らかにされることはないと思うのですが、評議の過程が分かるようもう少し公開されるといいと思います。例えば検察官の求刑よりも重い量刑を求める意見があったということを知れば慰められることもあるでしょうし、多数決も判決に出てこない部分ですが、どのような過程を経てまとまったのか、もう少し審議の過程の段階も公開していただけないでしょうか。

◆ 報道機関の方からも意見が強く、立法段階で検討されていたと思いますが、判決に対する信頼性といえますか、話し合った結論としてこういう判決になりましたというときに、「実は私は異なる意見だった」ということが明らかにされると、判決自体の信頼性が揺らいでしまう、混乱も生じるだろうということです。もう一つは、自由な意見の表明が阻害される可能性がある。少数意見が表明されてそれが誰なのかというのを詮索されるようになると、大勢と違う意見が自由に表明されにくくなるのではないか。これは評議をされていてよく感じる事なんですが、日本人は場の空気を読む人が多く、自分は他人と違った意見を持っているのに、場の雰囲気ですら「もういいか」と流されてしまう人が出てくる、それは裁判員裁判の評議では絶対にあってはいけないことです。実は重要なことを見落としている可能性もあります。一定の方向に議論が進んでいるときに、「実はこういった証拠があるのではないですか」と指摘されて、「なるほどそうですね」とがらっと流れが変わることもあり得るにも関わらず、場の雰囲気を読んで「どうもみんなと

違う方向を考えているな」、「だったら言わない方が無難かな」と考えて発言することをためらうことにつながりかねません。他方で、その人の勘違いということもあったりして大勢に影響がないこともある、そういうときに、そのようなことを言った人が「言わなきゃよかった」と思うようでは自由な評議ができません。そういう意味で「この場限りなので、思ったことは何でも言ってください」というスタンスで評議を行った以上、これに基づいて出た結論は結論として判決の中で説明はしますが、評議の過程で出た意見は明らかにするのは望ましくないということになります。

○ 裁判員の方が記者会見するときも、評議の内容は話すことができないのですか。

◆ まさに守秘義務の対象となっていますので、それについてはお答えできないということになります。記者会見に臨まれる裁判員の方にもそのように説明しています。「自分はこう思っている」、「自分はこういった意見を述べた」といった点については守秘義務に当たるということ、明らかにしてはいけない理由については、「次に裁判員になる人にも自由に意見を言ってもらうため」と説明して御理解いただいています。

ただし、この合議体（裁判官3名、裁判員6名）がどのように考えて結論を出したのかということをつかりやすく説明する責任については、判決を書く裁判官に果たすべき責任があると思っています。評議の過程を公開してほしいという意見が根強く出るということは、私たち裁判官がきちんと判決が書けているのかな、という反省材料にもなりますし、判決を読んできちんと理解していただけるように努めたいと思います。

○ 法廷で出された証拠のみで判断することですが、大きな裁判などでは、裁判員が新聞やニュースに影響を受けにそうになったら、「影響を受けないように」と説明されるのでしょうか。

◆ 重大事件であっても、基本的には事前にはっきりと注意喚起することはありませんが、意見を述べていただくときに一つ一つ理由も確認させていただきます。その中で証拠に基づかない意見となると、「私たちは法廷で見聞きした証拠に基づいて議論しましょう」

ということはお伝えします。例外的な大きな事件については、「ネットなどで検索すればいろいろと出てくると思いますが、それらは証拠に基づくものではありませんので留意してください」とお伝えすることはあります。

- 裁判員が声をかけられるという事件がありましたが、これらを防止する方策はありますか。実際に心配だと思っております。
- ◆ いわゆる「声かけ事件」と呼ばれている事件のことだと思っておりますが、裁判員が帰る途中に被告人の関係者から声をかけられるという事件がございました。その事件では裁判員に大きな負担を与え、そのまま裁判員を続けることができなくなってしまいました。それまでそのような事例がなかったということで、改めて裁判員の見送りの方法を見直す等、接触を防止する方策を行っています。
- 帰ってからも不安だから、裁判員を宿泊させるということはしているのですか。
- ◆ 裁判所が宿を用意するということはしていませんが、例えば、傍聴人とタイミングをずらして帰っていただくなど接触が起きないように配慮しています。
- 例えば、法廷の中ですりガラスをはめるとか、顔が見えないようにするといったことはできないのですか。
- ◆ 制度導入時には、例えば裁判員にも法服を着ていただくといったようにいろいろと議論があったと聞いていますが、結論としては採用されなかったようです。
- 暴力団関係の事件や凶悪な事件などは裁判員裁判から除外するという制度はないのでしょうか。
- ◆ 特殊な事件は裁判員裁判ではやらない、という決まりがあるんですけども、基本的には国民に広く参加していただくというスタンスなので、かなり限定的です。例えば暴力団が関係している事件については、除外することがあります。しかし、暴力団関係の事件をすべて除外しているわけではありません。
- 裁判員の心のケアはどのようにされていますか。裁判員を務めてから心にダメージを

負うことがあるかもしれません。そういった人たちに、心理的なケア、守秘義務があるので誰にでも話すことはできないのだけれども、専門家に少し話すことで気が楽になることがあるかもしれません。心療内科やケアマネージャーと連携する仕組みはあるのですか。

◆ 裁判員の方にはメンタルケアのシステムを用意しておりまして、24時間、いつでも電話で相談できるシステムを作っております。裁判員の方には最初にパンフレットをお渡しして、こういった制度の利用も考えてくださいと紹介しています。

○ 安心しました。また、感想ですが、先ほどの柴田委員の説明の中で、「裁判員裁判では裁判員の方々のバックアップがあるから心強い」とおっしゃっていたのが意外でした。法律の素人の方たちが選ばれてくる中で、苦勞されていることがあるのかな、と私自身考えていましたが、柴田委員がおっしゃられたように、いろんな意見を聞きながら、一つの判決を導き出す中で、裁判員の方々の意見が聞けることを心強いと言われたことは、意外でしたし、私たちの心のハードルも下がるかもしれないと思いました。

○ 逮捕から起訴までに準備期間があつて証拠は集まっているのに、起訴から判決までになぜまた準備期間があるのですか。

◆ 犯罪が起きて、警察が犯人を逮捕して、検察官が処罰を裁判所に求める、これを「起訴」と呼んでいて、捜査としては有罪とする証拠が集まったとして裁判所に有罪の判決を求める、これが裁判所における刑事裁判の出発点となります。そこから準備及び審理を経て判決に至るわけです。流れとしては、自白事件では、起訴後、準備をしている期間が平均で約半年間あります。検察官が「こういった事実をこういった証拠で有罪と証明します」という書類を出してきて、これに対して弁護士側から「ここは争うので、もう一度証拠を出してほしい」といったようなやり取りを経るのですが、そういった準備が整うのに約半年間かかります。裁判所は、実際にはこの手続では証拠は見ません。裁判官や裁判員が証拠を見るのは法廷でのみです。だから、準備と言っても、検察官と弁

護人が一生懸命準備をして、裁判所は「しっかり準備をしてください」と促す等、証拠は見ないで、主張がどうなっているかを確認しながら、手続を進めていきます。

○ 私も起訴されてから準備期間があるということを最近知り、意外でした。審理自体は短くなっていると聞いていますが、その準備期間が半年や1年程かかると聞いていますが、これは裁判員裁判の影響ですか。

◆ おっしゃるとおり、「裁判に時間がかかり過ぎている」というのが司法改革のきっかけでもありました。制度導入以前は、刑事裁判だけでいうと、否認事件で裁判官だけの裁判だと1か月に1期日のペースで、すぐに1年か2年程経っていました。しかし、裁判員裁判が始まってからはできるだけ審理を短くして、準備期間も短くするようにしています。そうしないと、証人に来ていただいた人が「あれはもう5年前のことであまり覚えていないんです」といった状況になってしまう可能性もあります。できるだけ短い期間にしっかり準備をして、なおかつ裁判が何か月も続いたら裁判員も大変ですので、できるだけ審理期間も合理的期間に短くなるように努力をしていますので、全体的には短くなっているともいえます。ただ、しっかりと準備をしたいという事件については、準備期間がやや長くなっているため、この点は課題の一つです。

○ 私は調停委員もしていますが、調停などは1か月1期日位ですが、裁判員裁判はどのくらいのペースなのですか。

◆ 裁判員裁判は、ほぼ連日です。準備はもちろん1か月に1回又は半月に1回程度のペースで一同に会して準備をしていくのですが、一旦審理が始まってしまえば連日行います。1週間に3期日使って、それを2週間から3週間かけてやっていくという事件もあります。

○ 短い期間だと弁護人が反論できないのではないのですか。

◆ 民事訴訟ですと、原告から主張が出てきたら、1か月位の準備期間を経て被告に反論を、そしてまた1か月後にそれに対する反論を、というように行っていくのが通例ですが、

このような主張や証拠のやり取りを、刑事裁判では準備期間である公判前整理手続の期間で行います。そこで主張も証拠も基本的に全て出揃った時点で裁判員の方を呼んで、公判期日を開くことになります。

- そのための準備期間なのですね。分かりました。
- 裁判員裁判でない通常の公判は、起訴から公判まではそんなにかからないと思っていたのですが。
- ◆ そうですね。例えば万引きや覚せい剤使用などの通常の事件ですと、起訴されてから30日ないし40日くらいで1回目の裁判を開いて、1回の公判で終わってしまうことがほとんどです。
- 裁判員裁判の対象事件は法律で決められているのですか。
- ◆ はい。一定の事件が法律で決められています。
- 検事の白井委員にお聞きしたいのですが、検察官の立場からして、裁判員裁判が導入されてからどのような変化がありましたか。先ほど柴田委員から「裁判員の方々のバックアップがある」というお話がありましたが、検察官としては、一般県民にプレゼンテーションをしなくてはならなくなったので、大変であるとか、何か変わったことはありましたか。
- ◎ 裁判員裁判自体は施行されて10年近く経っているということで、検察官にもかなり根付いていますが、制度が始まるに当たっては一般の国民の方々が判断主体に入られるということで、そういった方々にも分かってもらいやすい主張立証とはどういったものかということについて検察庁としてもかなり研究した上で制度に対応しました。この制度が始まる前は、裁判官が相手で、しかも、1か月に1回というペースで裁判をやっていた時期が長くありました。しかし、裁判員裁判では、一定の限られた短い期間の間に、一般の国民の方々に分かりやすい裁判とはどのようなものなのかという観点から裁判を進めなくてはいけないという意識は高まりましたし、それに向けてどういった形で証拠

を収集すべきだろうかという意識も高まったのではないかと思います。

- 具体的に検察官が大きく変わったのはどのような点ですか。
- ◎ 分かりやすい例としては、公判手続の初めの方に「冒頭陳述」という手続があるのですが、これまでの裁判では、小説のような長い文章を読み上げるのが普通でした。しかし裁判員裁判では、分かりやすいように図示して口頭で説明していくという方法を採用しています。これは最後の手続の「論告」でも同じで、検察官は「この裁判でこのような事実認定ができます。」という主張をするときにも、図示したような分かりやすいペーパーを作って説明しているので、以前とはやり方が全く違います。
  
- そのような研修もするのですか。
- ◎ そういうことも含めて、研修なり研究をして検察官全体の意識が高まっていくように努めています。
  
- 監獄法が改正されたと思うのですが、例えば「懲役」という言葉は特に改正されなかったのでしょうか。医学の世界では「精神分裂病」は「統合失調症」という言葉に変更されたと思いますが。
- ◆ 法律の用語も分かりやすい言葉にしなければならないという動きはありましたが、懲役については、そのような動きがあったとは聞いていません。
- これで意見交換を終わりたいと思います。活発なご意見、ご質問をいただきまして、大変参考になりました。これからの裁判員裁判の運営にあたって参考にさせていただきたいと思います。

### (3) 次回期日・テーマの確認

期 日 平成30年7月4日（水）午後2時

テーマ 追って指定する。